

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 12 日（水）第2981号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                      |              |   |
|----------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更予定     | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知  | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○肥料の登録               | （食の安全推進課取扱い） | 2 |
| ○公共測量の終了             | （監理課取扱い）     | 2 |
| <b>公 安 委 員 会 告 示</b> |              |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示        | （生活環境課取扱い）   | 2 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所  
霧島市牧園町持松字高尾1299番1，1299番5から1299番9まで，字曲山尻1316番1，字曲イ山1318番，字草子原2498番2，2498番11，字草子谷2508番1から2508番3まで，2508番6，2508番7，字草子段2517番1，2517番6，字回り山平2521番1，2521番3，2521番4，字小丸2523番1，2523番5から2523番10まで，2523番14
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市財部町下財部字龍喰3005番2，3006番2，3007番2，3008番3，3069番2，3069番9から3069番11まで，3069番15，3070番1，3071番4，字荒谷4044番2，4045番，4047番，字十文字4061番2，4068番2，4069番2，字小谷口4899番1，4899番8，4900番2，財部町南俣字宮ヶ尾8327番2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第115号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により，次のとおり肥料の登録をした。

平成26年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1302号	平成26年1月29日	平成29年1月28日	乾燥菌体肥料	黒もろみ	窒素全量 8.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	西薩クリーンサンセット事業協同組合	いちき串木野市西薩町17番地8

鹿児島県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，志布志市長から平成25年9月13日鹿児島県告示第982号で告示した公共測量の実施は，平成26年1月27日終了した旨の通知があった。

平成26年 2 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 2 月 12 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR超天竺DX	株式会社ジェイビー	3P1013
ぱちんこ遊技機	CR信長の野望 天下創世～忒ノ陣～L4-KE	株式会社EXCITE	3P1016
ぱちんこ遊技機	CRくるてん！魔神どむN-TE	株式会社EXCITE	3P1124
ぱちんこ遊技機	CRダブルライディーンWLA	株式会社高尾	3P1026
ぱちんこ遊技機	CRダブルライディーンWXA	株式会社高尾	3P1043
ぱちんこ遊技機	CRダブルライディーンWLB	株式会社高尾	3P1068
ぱちんこ遊技機	CRダブルライディーンWAA	株式会社高尾	3P1117
ぱちんこ遊技機	CRおしおきピラミッ伝TLA	株式会社高尾	3P1189
ぱちんこ遊技機	CRトラック野郎L-K	株式会社ニューギン	3P1044
ぱちんこ遊技機	CRエヴァンゲリヲン8L	株式会社ビスティ	3P1052
ぱちんこ遊技機	CRAデジハネアラジンTURBOST	サミー株式会社	3P1137
ぱちんこ遊技機	CR戦乱BURST!HW	サミー株式会社	3P1151
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー海猿S	株式会社三共	3P1222
回胴式遊技機	サムライチャンプルー流転輪廻X	株式会社ニューギン	3S1053
回胴式遊技機	サムライスピリッツ剣豪八番勝負AC	株式会社SNKプレイモア	3S1214
回胴式遊技機	モンキーターン2XX	山佐株式会社	3S1225